別紙1　参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
熊谷市	長井地区（上根、江波、八ツ口、 善ヶ島、上須戸、西城、田島、西野）	令和2年3月23日	令和4年3月23日

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	390.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	340.2ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	62.9ha
ⅰ　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	30.3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	60.97ha
（備考）	

注1：③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2　対象地区の課題

担い手の高齢化が進み、今後の担い手不足が課題である。特に善ヶ島地区北部の畑地では耕作放棄地が点在している。
また、未整備地もあり対策を講じなければ耕作放棄地も増える可能性がある。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

田島地区、西野地区、西城地区、江波地区、上根地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者2～3経営体が担うほか、個人農家が引き続き担っていく。

上須戸地区、善ヶ島地区、八ツ口地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者4～5経営体が担うほか、個人農家が引き続き担っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考） 中心経営体

属性	農業者 （氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	I氏	水稲　麦　野菜	9.3 ha	水稲　麦　野菜	16.2 ha	八ツ口、善ケ島
認農	K氏	水稲　麦　野菜	6.9 ha	水稲　麦　野菜	7.8 ha	善ケ島
認農	K氏	水稲　麦	15 ha	水稲　麦	15 ha	八ツ口、上須戸
集	上須戸営農組合	麦	12.74 ha	麦	13 ha	上須戸
集	上根営農組合	麦 大豆	14.62 ha	麦 大豆	15 ha	上根
認農法	Kファーム	水稲　麦　野菜	20 ha	水稲　麦　野菜	21 ha	上根、西城
認農	K氏	水稲　麦　野菜	6.6 ha	水稲　麦　野菜	10.6 ha	江波
認農	K氏	水稲 小麦	6 ha	水稲 小麦	9.6 ha	江波、善ケ島
認農	K氏	水稲　麦　野菜	10 ha	水稲　麦　野菜	10 ha	上須戸
認農	K氏	水稲　麦	9.6 ha	水稲　麦	10.6 ha	田島、西野
認農法	S法人	水稲　麦	32 ha	水稲　麦	38 ha	八ツ口、
認農	T氏	水稲　麦	9.7 ha	水稲　麦	29.7 ha	西野
集	長井南部営農組合	麦	25.33 ha	麦	25 ha	西城
集	長井北部営農組合	麦	22 ha	麦	22 ha	善ケ島、秦
認農	H氏	水稲　麦	15 ha	水稲　麦	15.1 ha	八ツ口、善ケ島、上須戸
認農	H氏	水稲　麦	12.8 ha	水稲　麦	13.9 ha	上須戸
認農	M氏	水稲　麦	28 ha	水稲　麦	30 ha	上須戸、西城
認農法	Mファーム	水稲　麦　野菜	18.5 ha	水稲　麦　野菜	23.5 ha	善ケ島、
認農	M氏	水稲　麦	28.24 ha	水稲　麦	29 ha	上須戸、西城、
認農	S氏	水稲　麦	2.3 ha	水稲　麦	2.6 ha	西野
認農法	M法人	野菜	6 ha	野菜	14 ha	善ケ島、葛和田、西城
計	21経営体		310.63 ha		371.6 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、
　法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は
　「到達」と記載します。
注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地の貸付け等の意向
　貸付け等の意向が確認された農地は、366筆、339,910.25㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針
　善ヶ島地区を水田地帯を重点実施地区とし、令和元年度に実施した。今後は、耕作者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、新たな受け手へ転貸し、集約化を図っていく。
　他地区においても、農地中間管理事業の取組を検討していく。

未整備地の対策方針
　担い手間の話し合いだけでなく、地権者を交えた話し合いから考えていく。
　基盤整備を実施できればよいが、所有者の同意が必要で在り、基盤整備ができない場合の活用方法も考えていく必要がある。

5　2の課題を解決するための話し合いで出た意見

後継者や担い手育成への対策方針
　野菜作りは体力が必要となるため、高齢化により耕作が難しくなる。高齢者でも体力的に楽な操作ができるような機械をメーカーに開発してほしい。また、そういった機械や大型機械などを購入するための補助金も緩和をしてほしい。
　若い農業者や中規模程度の農家が活用できるような補助金制度があれば農家となりやすいと思う。

（参考）　農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
	計	198,488.25	ー	141,422

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）
　本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
　なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

6　アンケートで出た意見

　ポンプ老朽化につき水が半分も入らない地域多い。エリアで各個人に割り振ると問題あり（善ヶ島、上葛和田、弁財、道下、 葛和田、川成）